



# 法律相談

弁護士 楠田 勇爾

●ご質問、ご相談は協会事務局までおよせください。  
法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ & Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手・借地・借家、交通事故、債権・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

## 手形はあくまでも借用書にすぎない

**Q**

商売上、手形のつきあいはよくありますか。じつのところ手形についてよくわかりません。事故もいろいろあると聞きました。手形を切る場合、受け取る場合、どんな点に気をつければよいのでしょうか？



**A**

手形といえば、為替手形もたまにはありますが大部分が約束手形。従って、これから単に手形とある場合は約束手形と思って下さい。為替手形に特有の問題はまた機会があれば述べたいと思います。

皆さんは、手形で支払を受けければ、すなわち、手形の①振出・交付または②裏書・交付を受ければ、それで売掛金や作業代金の回収が終わったとお考えではないでしょうか。また、小切手を受け取ればそれで集金は終わったと思っていませんか。確かに一般にはそれで事故なく回収できたのであり、問題は生じないものです。ところが、我々弁護士の事務所へは、事故になった手形・小切手がよく持ち込まれます。むしろ、事故になったからこそ持ち込まれるということでしょうか。最近でこそ手形・小切手の事件は一時に比べて大幅に減りましたが、それでも「バブルが崩壊した」と言われるようになってしばらくは手形・小切手、特に不渡手形の相談が増えました。一時的な傾向と思いますが、法律実務に携わるものとしては、手形の事故は結構あるものだという感想です。

そこでお尋ねしますが、皆さんは普段手形をどのようなものと考えていますか。教科書を見ると、信用の手段であるとか、支払の方法であるとか、多額の現金の授受による危険を回避するためのものとか（これは小切手）いろいろ書いてあります。しかし、私たち実務家からすると、手形の実

態は借用書にはかならないと感じています。支払期日である何年何月何日にはお支払いしますという約束をし、その日に必ず支払ってもらえるというものではなく、本来ならば本日現在現金で支払うべきものを何年何月何日まで待って下さい、それまで貸しておいて下さいという借用書に過ぎないということです。ただ普通の借用書と違うのは、裏書によって他に譲渡できることだけで（手形交換書のペナルティー別。これは交換書規則によるもので、機会があればまた詳しく述べたいと思います）、要するに手形は譲渡性借用書と考えればよいということです。それも利息のつかない借用書です。そして裏書によって買掛金の支払に代えることもできますし、銀行で割り引いてもらうこともできる訳です。問題は支払期日に確実に現金になるかならないかだけです。ですから、手形を受領（振出にせよ裏書にせよ）したからといって債権の回収が済んだと考えない方がよいと思います。支払期日に現金化されてはじめて回収完了です。

ところで、手形と小切手とどちらが現金に近い感じがしますか。なんとなく小切手の方が現金に近いと感じているのではありませんか。例えば、今日は困るが5日後に取立に回してくれと言われていわゆる先付小切手を貰ってくるのと5日後を支払期日とする約束手形を貰ってくるのとどちらを歓迎しますか。多分前者ではないでしょうか。ところが、我々からすればどちらも同じです。むしろ先付小切手の方が間違って今日取立に回してしまう危険性のある、ほしくない方です（先付小切手を貰うということは、その日まで回さない約束をしたことになります——黙って渡され黙って受け取っても——）。たとえ間違ってでも取立に回すと約束違反で大変な損害賠償責任をおうことになります。どうせ5日後にしか現金化しないならば、5日後を支払期日とする約束手形の方がはるかに安全ということになります。